岐

号 外 (四) 平 成二十九年 十 二 月二十八日

を失うので、同条第二項の規定により告示する。 「条例」という。) 第十条第一項の規定により、知事指定薬物が次のとおり指定の効力 岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十六年岐阜県条例第五十六号。以下

平成二十九年十二月二十八日

岐阜県知事

古

田

一 失効する知事指定薬物の名称

1 アダマンタン 一 イル=一 ペンチル 一H・インダゾール 三 カルボキシ **ラート及びその塩類 (通称ACBL (N) -〇一八)**

2 一 (四 エチルフェニル) .P. (二 メトキシベンジル) プロパン 二 アミ ン及びその塩類 (通称四 EA-NBOMe)

3 二 [(四:ブロモ:二・五 ジメトキシフェネチルアミノ) メチル]フェノール及 びその塩類 (通称二五B.NBOH、||C.B.NBOH、NBOH.||C.B)

Ξ 指定の効力を失う日 当該知事指定薬物が条例第二条第六号に掲げる薬物に該当するに至ったため

二 失効の理由

平成二十九年十二月二十九日

岐阜県告示第五百七十号

知事指定薬物の指定の失効

(薬務水道課)

_;

告

示

目

次

示

告

平成二十九年十二月二十八日

毎週 (金曜日)

岐 阜

県

公 報

号 外

発行